（様式第２０）

番　　　　　号

年　　月　　日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

　　理　事　長　殿

申請者　住　　　所

名　　　称

代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金に係る事業化状況報告書

（・・助成事業名・・）

　　　年　　月　　日付け　　第　　　号をもって交付決定通知があった上記の助成事業に関し、　　年度に収益がありましたので、　　年度事業化状況について、バイオものづくり革命推進事業費交付規程第24条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

　１　事業化実績報告

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 助成事業名 | 助成事業に係る本年度収益額（A） | 控除額（B） | 助成金確定額（C） | 助成事業に係る支出額（D） | 基準納付額（A－B）×C／D | 前年度までの助成事業に係る機構への累積納付額（E） | 本年度納付額（A－B）×C／D－E | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

２　事業化状況報告（別紙）

　（注）

１ 「助成事業に係る本年度収益額」とは、助成事業に係る製品・部品等における営業損益等（売上高－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計をいう。製品・サービス等に対する助成事業の寄与が一部である場合は、公正妥当な寄与率を収益に乗じた額を用いる。例えば、寄与率には当該収益を得るために要した投資総額（当該製品・サービス等の生産・実現に寄与した産業財産権やノウハウ等を生み出すために当該時点までに要した開発等経費を含む）に当該助成事業に要した経費総額が占める割合を用いる。販売管理費等には、必要に応じ、助成事業に係る借入金の利息等金融費用を含むことができる（当該助成金に係る分として厳格に区分経理できる場合に限る）

　　２ 「控除額」とは、助成対象経費をいう。

　　３ 「助成事業に係る支出額」とは、助成事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計をいう。

　　４ 「基準納付額」とは、助成事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「助成金確定額」を乗じ、「助成事業に係る支出額」で除した額をいう。

　　５ 「前年度までの助成事業に係る機構への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

　　６ 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計が助成金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額になる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が助成金確定額を超える場合には、助成金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額になる。

　　７　助成事業が複数年度に渡る場合は、助成対象経費、助成金確定額、助成事業に要した経費は、各年度の累計とする。

　　８　その他、助成事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

　　（別紙）

事業化状況報告

　１　助成事業名

　２　助成期間

　３　事業化の状況

　４　発売時期及び事業名（あるいは製品名）と販売価格、販売数量

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発売時期 | 事業名（あるいは製品名） | 販売価格 | 販売数 | 販売期間 |
|  |  |  |  |  |

５　事業化で収益をあげるまでの課題と解決のための日程